

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

電子公告への公告方法変更に関するお知らせ

平素は弊社投資信託に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、弊社が設定・運用しているすべての投資信託について、下記のとおり信託約款の変更を行い、公告方法を変更しましたので、お知らせ申し上げます。

なお、運用の基本方針、運用体制等につきましては、一切変更はありません。また、このお知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要です。

受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1.対象となる投資信託

弊社が設定・運用しているすべての投資信託が対象となります。

2.電子公告への公告方法の変更理由

インターネットの普及を考慮し、受益者の皆さまの利便性向上を目的として、公告方法を新聞掲載から電子公告に変更するための信託約款の変更を行いました。今後は、公告期間中いつでも弊社ホームページにて公告の内容をご覧いただくことが可能になります。

3.変更日

2018年2月1日

同日以降、公告は弊社のホームページ (<http://www.smam-jp.com>) に掲載します。ただし、やむを得ない理由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。

(ご参考)

投資信託の公告について

法令の定めに基づき、運用会社が自社の投資信託の受益者の皆さまに対して、投資信託に関する重要な情報（繰上償還や重大な信託約款の変更など）をお知らせするために行われるものです。公告の方法は、日刊新聞に掲載する方法（新聞公告）またはインターネットのホームページに掲載する方法（電子公告）のうち、いずれかによることとされています。また、公告の方法は投資信託の目論見書や信託約款に記載されています。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友アセットマネジメント お客様専用フリーダイヤル 0120-88-2976

（受付時間：原則として営業日の午前9時～午後5時）

<お客様の個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。